別紙1

認定所得金額の算定方法・収入基準額

【大学等入学時奨学金(明治維新150周年記念特別枠,一般枠)】

大学等入学時奨学金(明治維新150周年記念特別枠,一般枠)の応募にあたっては、次のII,IIIで算定される「所得金額」及び「特別控除額」をもとに算出するIIIIの認定所得金額が、0万円以下でなければならない。

所得金額の算定方法

所得金額とは, 1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいい, 父母等の所得の種類に応じて, 以下 の1~3の方法でそれぞれ算定する。

1 給与所得の場合

所得金額 = 「年間収入金額」 - 下表により算出した控除額

- 年間収入金額は、所得額課税額証明書における収入金額の万円未満を切り捨てた額とする。 次の①~⑦は、すべて給与所得として取り扱い、所得額課税額証明書の収入金額に算入されていない 収入がある場合は、それらもすべてこの収入金額に合算し、万円未満を切り捨てて年間収入金額を算出 する。
 - ① 俸給,給与,賞与
- ⑤ 専従者給与

② 賃金

⑥ 年金(恩給,老齢年金,遺族年金等)

③ 役員報酬

⑦ 扶助費・疾病手当

- ④ 歳費
- 父母等の一方のみが給与所得者の場合の控除額は、算定式(A)を適用する。
- 父母等双方が給与所得者の場合の控除額は、主たる家計支持者(収入金額が多い方)には算定式 (A) を適用し、従たる家計支持者(収入金額が少ない方)には算定式(B)を適用する。
- 算出された控除額は、万円未満を四捨五入した額を適用する。

算定式(A)

年間収入金額			控 除 額
0万円	\sim	297万円	年間収入金額と同額
298万円	~	400万円	年間収入金額×0.2+238万円
401万円	~	781万円	年間収入金額×0.3+198万円
782万円	~		432万円

算定式(B)

年間収入金額			控 除 額
0万円	~	65万円	年間収入金額と同額
66万円	\sim	162万円	65万円
163万円	\sim	180万円	年間収入金額×0.4
181万円	~	360万円	年間収入金額×0.3+18万円
361万円	~	660万円	年間収入金額×0.2+54万円
661万円	\sim	1,000万円	年間収入金額×0.1+120万円
1,001万円	~	1,500万円	年間収入金額×0.05+170万円
1,501万円	\sim		245万円

(注) 同一人で2つ以上の給与所得がある場合は、各収入金額を合計し、万円未満を切り捨てた額を 年間収入金額とする。

2 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額を所得金額とする。

3 同一人で給与所得と給与以外の所得がある場合

給与所得については上記1により、給与以外の所得は上記2により算出し、その合計額を所得金額 とする。

I 特別控除額の算定方法

特別控除額は、次の「特別控除額表」の事由に対応する控除額を合計した額とする。

【特別控除額表】

区分	事由		特	別控	宝 除 額		必要な書類
	(1) 母子・父子世帯	49万円					
	(2) 就学者等のいる世帯	就学前・小学校		3 1 万円			
	(幼児・児童・生徒・学生	中 学	校			46万円	
#:	1 人につき)				自宅通学	自宅外通学	
		高 等	学校	国公立	39万円	69万円	
帯		同 子 子 仅		私立	8 8	1 1 8	
を		高等専門学校		国公立	3 9	6 9	
		1 9 1		私立	8 8	1 1 8	
対		高等専門学校		国公立	4 3	7 2	
象		4~5年次 大 学		私立	8 7	1 1 6	
				国公立	7 4	1 2 1	
と		·			1 3 3	1 8 0	
す			高等	国公立	3 9	6 9	
		専修学校-	課程	私立	8 8	1 1 8	
る			専門	国公立	3 6	8 1	
控			課程		1 0 2	1 4 7	
除	(3) 障害のある人のいる世帯	障害のある	る人(1	級~3	級) 1人につ	き 99万円	障害者手帳(写し) 又は療育手帳(写し)
A	(4) 現在長期療養者のいる世帯				医師等の診断書(原本),別紙様式8及び領収書(写し)		
	(5) 主たる家計支持者が別居して いる世帯	別居のたる ただし,				額	別紙様式9及び直 近4か月分の領収 書(写し)
	(6) 震災, 風水害, 火災その他の 災害又は盗難等の被害を受けた 世帯	得るために被害がる	の基本的 あって,	」な生産 将来長	要な資材又は 手段(田・畑 期にわたって られる年間金	・店舗等) ,支出増	り災証明書(写し) 及び被害額を証明 する書類
	本人を対象とする控除B					7 4 万円	

- (注1) A欄の「(2)就学者等のいる世帯」による控除は、申込者本人分は含めない。
- (注2) A欄の「(2)就学者等のいる世帯」の「大学」には、短期大学、大学院を含む。 (注3)(3),(4)及び(6)に該当する世帯は、それを証する書類又は写しを添付する。
- (注4) 就学者控除の特例

子ども(就学者,就学前の子)が2人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に 係る特別控除額(一律74万円)を乗じた額をさらに控除できる。 (例)子ども3人の場合→〔(3人-2人)×74万円〕=74万円の控除を受けられる

認定所得金額の算定方法

認定所得金額は、前記□の所得金額(父母等の所得金額合計)から前記□の特別控除額を控除した金額と する。

Ⅲ 認定所得金額 = I 所得金額(父母等の所得金額合計) − Ⅱ 特別控除額

IV 収入基準額

前記皿で算定した認定所得金額が0万円以下であれば、応募基準を満たしていることになる。 **I** 所得金額(父母等の所得金額合計) - **I** 特別控除額 = **II** 認定所得金額 **S** 0万円

V 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者(父母等)は、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を添付する。

- (注)父母等とは, 同居・別居を問わず本人と生計を一にし, 父と母又はこれに代わって家計を支えている者で, 具体的には次のとおりとする。
 ① 父母が共にいる場合は、**父母両方**② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母

 - ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者(2人いれば2人それぞれ)

戸	斤 得	区	分	必 要 な 証 明 書 等
	合与所得 ぶ ぶある場合		美所得	◆ 平成28年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成27年1月~12月までの収入額及び所得額を証明するもの) (注)収入額及び所得額と,市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額 証明書の提出が必要。
2 £	F金所得等	等 がある	場合	(1) 非課税となる年金(障害年金・遺族年金等)を受給している場合
(た業中の場 平成27年 ていたが, いて失業 ^に	中に就 応募問	身にお	(1) 雇用保険を受給している場合
場 d (平成2	又 入 が 著 l 合 7年中に就労して! 等により収入が著	いたが, 申込ま	での間に	◆ 平成28年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成27年1月~12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ◆ 申請時から向こう1年間の収入見込額がわかる証明書【会社発行等】
(l ~ 4 以タ 平成27年 き続き無罪 る場合)	1月か	· ら引	◆ 平成28年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 又は無職無収入証明書(原本)【居住する地区の民生委員が発行する無職 無収入証明書又は調査結果】 (平成27年1月~12月までの収入額及び所得額を証明するもの)